



## 被害事故についての相談費用・損害賠償請求費用の領収証明書

AIG損害保険株式会社 宛

被害事故の内容（裏面の定義に基づきます）	
発生日	年 月 日
被害事故の種別 (該当する被害事故に しをしてください)	<input type="checkbox"/> 偶然な事故により被保険者が被った身体の障害または財物の損壊 <input type="checkbox"/> 消費者被害 <input type="checkbox"/> 被保険者が所有する財物の盗取、詐取または横領 <input type="checkbox"/> 不当解雇 <input type="checkbox"/> 虐待
事故内容	----- -----
相談または損害賠償請求 の概要	相談日または損害賠償請求日 年 月 日
	-----

上記内容の被害事故についての「法律相談費用・損害賠償請求費用」として、

金 円 を 年 月 日に、

より、受領しました。

日付 年 月 日

住所

氏名

印



代理店  
受付日

年 月 日

保険会社  
受付日

被害事故の種別	被害事故が発生した日
<b>偶発な事故により被保険者が被った身体の障害または財物の損壊</b>	その身体の障害または財物の損壊の原因となった偶発な事故が発生した日
<b>消費者被害</b> ※被保険者が最終消費者として価格10万円以上の物品を購入したことにより経済的な不利益を被り、かつ、その原因が以下の事由による又は疑われるもの ①事業者の虚偽や誇大な広告その他事業者による消費者の利益を不当に害する行為 ②事業者による消費者の自主的な選択や合理的な選択を阻害する行為	被保険者がその消費者被害の原因となった物品を購入した日
<b>被保険者が所有する財物を盗取、詐取または横領されること</b>	その財物が盗取、詐取または横領された日
<b>不当解雇</b> ※被保険者に対する不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了 (不当と疑われる場合も含む)	被保険者が解雇または雇用関係を終了された日もしくは被保険者がそれらを通知された日のいずれか早い日
<b>虐待</b> ※障害者に対する虐待をいい、具体的には以下の行為または以下の行為に該当すると疑われるもの ①身体的虐待: 障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること ②性的虐待: 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること ③心理的虐待: 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ④放棄・放置: 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、①から③に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること ⑤経済的虐待: 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること (第三者への利益提供目的で行う行為も含む)	次のいずれか早い日 ア. 被保険者が虐待を受けたことにより、最初に弁護士、司法書士または行政書士への法律相談の申込みを行った日 イ. 被保険者が障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき市町村への虐待の届出を行った日 ウ. 被保険者または養護者が障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき市町村への虐待の通報が行われたことを知った日